

## 第2次琴浦町男女共同参画プラン実施計画に基づく平成27年度具体的取り組み

### ■基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

#### ●重点目標1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

##### 施策の方向(1) 町の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・審議会や委員会等への女性の登用促進 (男女の登用率を均衡にする)	・別紙各委員会について、町条例に基づき、男女登用率が均衡(男女片方の性の比率が40%を下回らない)となるように努める。	各種委員会等委員	企画情報課	25～29	通年	・各種委員会・審議会委員選任時に、男女登用率が均衡となるよう努める。	調査:7月	登用率の均衡をはかるため、各担当課へよびかけを行った。また、各委員会や審議会の委員について、女性の割合を調査した。	下半期には、来年度の役員編成に向けて呼びかけを継続して実施していく。
		・委員選任方法改善検討の推進	各種委員会等委員	企画情報課	25～29	5月	男女共同参画行政推進会議で、各種委員選任の際には男女登用率が均衡となるよう努めることを確認。あわせて、特定の人に偏らず多くの人が参画できるような配慮も必要であることを所属機関等へ周知する。	4月	男女共同参画行政推進会議で、各種委員の片方の性が40%を下回らないよう、男女登用率の均衡をはかることを確認した。	今後も男女の登用率均衡について、合わせて特定の人に委員が偏らないようにすることをよびかけていく。
②	・男女共同参画リーダーの養成促進	・県等主催男女共同参画関係研修事業広報及び候補者派遣	男女共同参画リーダー候補者	社会教育課	25～29	通年	町男女共同参画推進会議会員等に県などが主催する研修会等を案内し、参加推進を図る。	通年	よりん彩等が開催する研修について、公共施設への配架及び男女共同参画推進会議、女性団体連絡協議会等に情報提供を行った。	今後も継続して行う。

##### 施策の方向(2) 地域の様々な分野における男女共同参画の促進(自治会、PTA等)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・自治会等への女性役員登用の啓発	・区長会での男女共同参画の啓発	各区長	総務課	25～29	11月	部落役員における女性の登用促進について、各区長に文書で依頼する。	-	未実施	28年度に向けて11月下旬に依頼文書を送付予定
		・女性消防団加入促進及び自主防災組織への女性の登用啓発	町民	総務課	25～29	通年	町で実施予定の防災訓練で、体験入団というかたちで女性消防団と一緒に活動をしてもらう。小型可搬ポンプの取り扱いも行えるように訓練を行う。	-	未実施	平成27年3月に行った防災訓練で体験入団された方を中心に入団希望者が集まったため面接を行う予定。
		・自治会組織の実態調査	各区長	総務課 社会教育課	25～29	12月～1月 7月	(総務課) 部落運営にかかわる方の男女別人数について調査を実施する。 新部落役員の報告をまとめ、女性登用状況を調査する。 (社会教育課) 調査方法検討会開催及び調査方法の検討を行う。	-	(総務課)未実施 (社会教育課)未実施	(総務課)1月に自治会役員の名簿提出を受けるので、その後集計を行う。 (社会教育課)11月に抽出開取り調査実施を予定。

施策の方向(3) 女性のエンパワーメントの促進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・能力開発講座等の開催と情報の提供	・講座開催等の情報提供	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	随時	(商工観光課・社会教育課) 鳥取県や各種機関が主催する講座のチラシ配架などの情報提供を行う。	9月	(商工観光課) 「9/1:女性のための創業ファーストステップセミナー」のチラシを本庁舎・分庁舎・図書館へ配架し、HPへ掲載した。 (社会教育課) 鳥取県母子会が開催するパソコン教室など、各種機関が開催する講座チラシの公共施設への配架などを行った。	(商工観光課) 下半期も継続して情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシの公共施設への配架などを行う。

●重点目標2 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、学習機会の充実

施策の方向(1) 全町的な広がりを持った広報・啓発活動の展開

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・男女共同参画に関する相談窓口の設置	・企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応	町民	企画情報課	25～29	通年	企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応する。	-	-	分かりやすく、気軽に相談できるよう、ホームページ等を通じて相談窓口の周知を図る。
②	・男女共同参画フォーラム開催の支援	・男女共同参画推進会議のフォーラム開催を支援する。	町民	社会教育課	25～29	7月	第11回琴浦町男女共同参画フォーラムの開催を支援する。	8～9月	男女共同参画フォーラムの開催に向けた実行委員会活動を支援した。	11月20日男女共同参画フォーラム開催に向け開催支援を行う。
③	・プランの普及・促進	・各種広報手段でのプランPR(男女共同参画についての認知度100%を目指す)	町民	社会教育課	25～29	通年	講演会等でプランのダイジェスト版配布等を行い、PRに努める。	6月19日	男女共同参画ふれあいコンサートにて来場者にプランダイジェストを配布、PRを行った。	10月17日まなびのつどい、11月20日男女共同参画フォーラム等でプランダイジェストを配布、PRを行う。
		・第2次プランダイジェストを適期配布を行う(講演会等機会を捉えて)	町民	企画情報課	25～29	随時	各種講演等の機会にダイジェスト版配布を行う。	随時	(企画情報課)人権や男女共同参画に関する講演会の際に配布していただき、啓発をした。	(企画情報課)今後も講演会時などに配布していただけるよう、継続して行っていく。
④	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画週間(毎年6月23～29日)をPR	町民	社会教育課	25～29	6月	広報ことうら6月号に週間PR記事を掲載、またホームページ等での広報を行う。	6月	広報6月号、公共施設へのポスター掲示、TCC啓発ミニドラマ再放送等でPRを行った。	-
⑤	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画人材の情報提供	町民	社会教育課	25～29	通年	よりん彩ネット登録人材の情報提供、町内人材の情報提供を相談に応じて行う。	通年	地区公民館・地域活動団体等の求めに応じて、よりん彩と連携、人材情報の提供を行った。結果、9月28日に赤碓地区公民館にて講演会を開催した。	引き続き情報提供を行う。
		・人権図書コーナーの充実	町民	社会教育課	25～29	通年	男女共同参画に関する図書購入・資料整備を行う。	通年	上半期に5冊購入した。	内容を検討しつつ、引き続き図書購入を進める。
		・広報等で各種研修機会等の情報提供	町民	社会教育課 人権・同和教育課	25～29	5～6月頃	(社会教育課) 町報、各公共機関でのチラシ配架等により情報提供を行う。 (人権・同和教育課) 町ホームページ、行政放送等による情報提供を行う。	通年	(社会教育課) まなびタウン・地区公民館等公共施設にチラシを配架、PRを行った。 (人権・同和教育課) 町ホームページ、行政放送、公民館等にポスター掲示及びチラシを配架するなどして同和問題懇談会開催(6月・7月実施)についてPRを行った。	(社会教育課) 引き続き情報提供等を行っていく。 (人権・同和教育課) 下半期は実施予定事業がないため行わない。

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・男女共同参画社会実現に関する講演会の開催	・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6～8月	地区公民館と連携し、町内6会場で講演会を開催する。	6月19日 9月28日	下記のとおり啓発事業を行った。 ○八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区 ・内容 男女共同参画ふれあいコンサート ・会場 まなびタウン ・参加者数 138名 ○赤碕地区 ・内容 家事・育児への男性参加についての講演会及びTCC企画番組放送 ・会場 赤碕地区公民館 ・参加者数(講演) 25名	安田・成美・以西地区にて12月1日に講演会を開催予定。

●重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進(新規)

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の見直し(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識にとわれない学校運営の推進	・PTA活動の充実	保護者	教育総務課	25～29	随時	学校行事、地域活動、PTA活動などが性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう、企画立案・実施・評価の際に点検を行う。	随時	学校行事、地域活動、PTA活動などが性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう、企画立案・実施・評価の際に点検を行った。	小学校においては、性教育参観日の開催や親子ふれあい活動、フレンドパークなど保護者参加型の参観日を開催する。
		・職場内(校内)研修の充実	教職員	教育総務課	25～29	随時	固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行が無いか点検を行う。個人の尊重、男女の平等・相互理解と協働についての理解を深める学習指導を行う。	随時	固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行が無いか点検を行った。(担当する役割分担を男女関係なく受け持つなど) 個人の尊重、男女の平等・相互理解と協働についての理解を深める学習指導を	各学校において、保健体育の学習や学級活動を通して、発達段階に応じた性に関する指導を実施する。
②	・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	・研修会の開催	保護者	社会教育課	25～29	年間	各小中学校・子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する。開催照会の際には、町男女共同推進条例及び男女共同参画菅家講座例リストを提供し、条例遵守の呼びかけと関連内容開催推進を図る。	7月23日、9月8日・14日・16日	子育て支援センター(7月23日)、みどり保育園(9月8日)、聖郷小学校(9月14日)、赤碕小学校(9月16日)にて家庭教育講演会を開催した。開催照会の際には、町男女共同参画推進条例及び参考講座リストを提供した。	引き続き実施する。
③	・男女共同参画に関する学習機会の充実	・教育・啓発活動の実施。	町民	人権・同和教育課	25～29	5～6月頃	文化センターの懇談会で、「DVと人権」についての学習機会を提供する。家庭の中での男女共同参画に向けての啓発活動	6月22日 7月13日	東伯文化センター同和問題懇談会 ○内容 「もっと知りたいDVのこと」 ・会場 八橋地区公民館(参加者数 56名) ・会場 下郷地区公民館(参加人数 25名) 参加者には第2次琴浦町男女共同参画プランを配布した。 昨年度の人権・同和教育部落懇談会では、男女共同参画についてのテーマを取り上げ啓発を行った。8月に発行した広報紙「つながりあうことら」第30号に懇談会のプログラム及びアンケートの結果等について特集記事を掲載した。	下半期は実施事業の予定なし。
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6～8月	地区公民館と連携し、町内6会場で講演会を開催する。	6月19日 9月28日	下記のとおり啓発事業を行った。 ○八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄地区 ・内容 男女共同参画ふれあいコンサート ・会場 まなびタウン ・参加者数 138名 ○赤碕地区 ・内容 家事・育児への男性参加についての講演会及びTCC企画番組放送 ・会場 赤碕地区公民館 ・参加者数(講演) 25名	安田・成美・以西地区にて12月1日に講演会を開催予定。
		・各種フォーラム、研修、講演会等での託児サービスの充実	町民	社会教育課	25～29	7～11月	6～8月 男女共同参画講座 7月(予定) 男女共同参画フォーラム 10月(予定) まなびのつどい等の機会に託児を設定する。	6月19日	6月19日開催の男女共同参画コンサートに託児を設定した。	10月17日まなびのつどい、11月20日男女共同参画フォーラムに託児を設定する予定。

④	・男女共同参画プラン実施計画の見直し・検討	・本実施計画についての施策効果の検証・評価により計画の見直し、検討を行う。	町職員	企画情報課	25～29	8月、3月	施策効果の検証・評価を行い、進捗状況により次年度の計画について検討する。	5月29日	年に2回、上半期と下半期に分けて進捗状況を審議会にかけ、意見をいただいている。このことにより、現状把握と更なる課題改善に努めている。平成27年度全体の計画については5月29日に審議会を開催し、ご意見をいただき、上半期・下半期の取り組みに反映した。	11月中旬に審議会を開催し、上半期の課題を下半期ではどのように解決するのか、具体的な案を出しながら検討し、来年にはよりよい施策ができるよう計画を立てる。
---	-----------------------	---------------------------------------	-----	-------	-------	-------	--------------------------------------	-------	---	--

施策の方向(2) 子どもの頃から男女共同参画の視点を取り入れた学校教育等の学習や体験の実施(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・学校教育等における男女共同参画の視点を持った指導の充実	・インターネット、携帯等メディアとの接し方及びデートDVについての指導	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	随時	中学校の生徒・保護者を対象に、スマートフォン・フィーチャーフォンなどでのインスタントメッセージによるコンタクトリスクに対する啓発や、メディアリテラシーに関する学習や研修の機会を設定する。	7月	鳥取県携帯インターネット教育推進員を招き、中学校の生徒・保護者を対象に、デートDVに関してスマートフォン・フィーチャーフォンなどでのインスタントメッセージによるコンタクトリスクやメディアリテラシーに関する研修会を開催した。	今後も継続して鳥取県携帯インターネット教育推進員を招き、各小学校でも児童・保護者を対象にインターネットやスマートフォンによるリスクやメディアリテラシーに関する研修会を開催する。
		・図書室の情報コーナー設置	児童・生徒	教育総務課	25～29	随時	情報コーナー等を活用し、男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動を行う。	随時	情報コーナー等を活用し、男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動を行った。	中学校においては、新聞記事を活用した掲示も行っており、今後も継続して行っていく。
		・子ども相談機能の充実(スクールカウンセラー)	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	通年	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の相談に対応する。 各中学校に教育相談員を配置し、生徒、保護者等の相談に対応する。	通年	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の専門的相談やカウンセリングに対応した。 各中学校に教育相談員を配置し、生徒、保護者等の日常的な相談に対応した。	各小中学校において、ハイパーQを年2回、児童生徒へのアンケート等を実施し、困り感や悩みへの早期発見、早期対応に努めていく。
		・人権・同和教育の充実	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	学校教育活動全体を通じて、互いの性を理解し、互いの人格をし、相手を思いやる男女平等の心情や態度を育てる教育を推進する。	通年	学校教育活動全体を通じて、互いの性を理解し、互いの人格をし、相手を思いやる男女平等の心情や態度を育てる教育を推進した。	小学校生活科においては家族の役割についての調べ学習や体験学習を実施しており、下半期も継続して行う。道徳の学習を通して家族を敬愛し家族の一員として自覚する心情を育てる。
		・学習場面、学校行事において男女が協力し合う教育活動の推進	児童・生徒	教育総務課	25～29	6月	学校生活を通じ、男女の別なく分担し、互いに助け合うことの大切さを認識する指導を行う。 中学生を対象に職場体験学習等を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成と男女の相互理解と協働の認識を深める指導を行う。	6月	中学生を対象に職場体験学習等を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成と男女の相互理解と協働の認識を深める指導を行った。	学校生活を通じ、男女の別なく分担し、互いに助け合うことの大切さを認識する指導を行う。
②	・教育関係者の男女共同参画に関する意識の啓発	・教育関係者を対象とした研修機会設定	教育関係者	教育総務課 社会教育課	25～29	随時	(教育総務課) 教職員の男女共同参画についての認識を深めるため、教職員の町主催の講演会、男女共同参画フォーラム等への積極的な参加推進を行う。 (社会教育課) 各地区公民館と連携して行う男女共同参画講演会への参加推進を行う。	随時	(教育総務課) 教職員の男女共同参画についての認識を深めるため、教職員の町主催の講演会、男女共同参画フォーラム等の案内をし、研修会への参加推進を行った。 (社会教育課) 各地区公民館と連携して行う男女共同参画講演会への参加推進を行った。	(教育総務課)下半期も継続して実施する。 (社会教育課)下半期も継続して実施する。



■基本テーマ2 職場・家庭・地域において多様な生き方を選択できる社会の実現

●重点目標4 職場における男女平等の推進

施策の方向(1) 男女がともに能力が発揮できる職場づくり

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・女性の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	・一般事業主行動計画作成推進啓発及び特定事業主行動計画遵守点検	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	通年	(総務課) 第2次特定事業主行動計画の内容を職員に周知するとともに、計画を着実に実行する。 (商工観光課) 労働局作成パンフレット等の配布を行う。	通年	(総務課) 第2次特定事業主行動計画を管理職会で周知した。 (商工観光課) 労働局作成パンフレット等を図書館等へ配架を行った。	(総務課) 上半期の進捗状況の調査を準備中 (商工観光課) 下半期も継続して実施する。
②	・賃金格差の解消に向けた啓発活動の推進	・広報等で啓発	町内事業所	商工観光課	25～29	通年	事業所への通知や、講演時にパンフレットを送付等、周知を図る。	通年	未実施	下半期も随時、事業所への通知や、講演時にパンフレットを送付等、周知を図る。
③	・再就職に向けた支援活動の促進	・就労に関する研修会等の開催と広報などによる情報提供	町内事業所 再就職希望者	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。	通年	(商工観光課・社会教育課) ハローワーク、21世紀職業財団等が毎月発行する再就職に向けた求人チラシを図書館ビジネス支援コーナー等へ配架した。	(商工観光課・社会教育課) 下半期も継続して情報提供を行う。
④	・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課 社会教育課 町民生活課	25～29	通年	(商工観光課) 「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図る。	通年	(商工観光課) 4月に広報ことうら・町HPにより「琴浦町育児休業促進奨励金」の周知を図り、6件の申請があった。 (社会教育課) 未実施 (町民生活課) 未実施	(商工観光課) 継続して制度の周知を図る。 (社会教育課) 関係啓発チラシの公共施設等への配架を行う。 (町民生活課) 課として実施できることがあるか検討が必要。
⑤	・企業の管理職を対象とした男女共同参画研修の実施	・事業所内研修の開催推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 事業所内研修開催推進依頼通知を町内一定規模以上の事業所に送付する。	6月	(商工観光課) 未実施 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 町内企業の管理職クラスを集めた「琴浦町人権・同和対策雇用促進協議会」において、平成26年度には「長時間労働とワークライフバランス」と題し、男女がともに能力が発揮できるような学習の機会を作った。 様々なテーマがあるなか、下半期について男女共同参画の研修を行うか検討を行う。 (社会教育課) 事業所内研修開催依頼通知を町内一定規模以上の事業所に送付する。
⑥	・セクシュアル・ハラスメントの対策と相談窓口の設置	・セクシュアル・ハラスメント相談体制の整備と相談窓口の設置、並びに対策推進と相談窓口設置啓発	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	通年	(総務課) 職員向けに相談窓口の周知を図る。 (商工観光課) 事業所への通知や講演時のパンフレット送付等で周知を図る。	通年	(総務課) 相談窓口体制を管理職会等で年に2回、周知を行った。 ハラスメント研修を実施した。 (商工観光課) 未実施	(総務課) 引き続き、相談窓口等を周知する。毎年、研修を行っている。 (商工観光課) 通するパンフレット等が届き次第、事業所等へ送付等やHP掲載により周知を図っていく。

施策の方向(2) 女性の能力開発促進のための支援

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・企業における女性の能力発揮のための積極的取り組みの推進	・女性のための資格や技術の習得支援と情報提供	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 事業所への通知発送時に研修案内を送付、情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。	通年	(商工観光課・社会教育課) 10/25「女性の社会参画が地域の未来を決める」フォーラム(よりん彩)等のチラシを本庁舎・分庁舎・図書館へ配架した。	(商工観光課・社会教育課) 下半期も継続して情報提供を行う。

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援(新規・再掲)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・男女雇用機会均等法等の周知	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課	25～29	6月	人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。	通年	未実施	適するパンフレット等が届き次第、事業所等へ送付等やHP掲載により周知を図っていく。
②	・多様な働き方を可能とする制度等の啓発促進	・町内事業所の勤務制度にかかわる条件整備促進、啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	通年	(総務課) 管理職等を通じて、職員の休暇、育児短時間等の制度を周知するなど引き続き取り組む。 (商工観光課) 事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランス等に関するパンフレットを配布する。	通年	(総務課) 4月の管理職会において、職員の休暇、育児短時間等の制度を周知した。 (商工観光課) 未実施	(総務課) 今後も管理職等を通じて引き続き周知する。 (商工観光課) 適するパンフレット等が届き次第、事業所等へ送付等やHP掲載により周知を図っていく。
③	・「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	社会教育課 商工観光課	25～29	通年	認定企業の取組を紹介するパンフレットを町内一定規模以上の事業所に送付、PRを行う。	通年	(社会教育課) 未実施 (商工観光課) 未実施	(社会教育課・商工観光課) 認定企業啓発パンフレットの事業所等への送付やHP掲載により周知を図っていく。
④	・「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	社会教育課 商工観光課	25～29	通年	認定企業の取組を紹介するパンフレットを町内一定規模以上の事業所に送付、PRを行う。	通年	(社会教育課) 未実施 (商工観光課) 未実施	(社会教育課・商工観光課) 認定企業啓発パンフレットの事業所等への送付やHP掲載により周知を図っていく。

●重点目標5 農林漁業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 農業、商工業等の関係団体・組織を対象とした男女共同参画意識の啓発活動の推進(新規)

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識の解消	・広報・啓発の推進	農林漁業 商工自営業者	社会教育課 商工観光課 農林水産課	25～29	通年	(農林水産課) 農業の振興は経営主だけで行うものではないので認定農業者以外の女性を協会の会員として加入をはかり一緒に活動を行う。 自営業の女性が口座を持っていない現状があるため、学習の機会と、家庭へのアプローチを行う。  (商工観光課) 各種団体、事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布するなど、男女共同参画プラン等についての情報提供を行う。	通年	(農林水産課) 認定農業者以外の女性を協会の会員として、認定申請・再認定時に加入促進をはかるとともに、既認定者についても研修会等への参加要請を行った。 新規加入者 3名  (商工観光課) 未実施	(農林水産課) 継続して認定農業者以外の女性の加入、参画についての啓発を行う。 (商工観光課) 適するパンフレット等が届き次第、事業所等へ送付等やHP掲載により周知を図っていく。 なお、自営業の女性が口座をもていない現状があることについては、委員様からご教示いただきたい対応を検討していく。

施策の方向(2) 方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・方針決定の場への女性の参画の促進	・認定農業者協会・女性部会の活動支援	認定農業者	農林水産課	25～29	通年	役員会への女性副部長の参加要請を行う。	通年	8/6、9/29に役員会開催。女性部長が参加。4/22、7/8女性部役員会、研修会開催。	役員会への継続的な参加及び研修等女性部への活動支援を行う。

施策の方向(3) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・女性の認定農業者の取得推進	・家族経営協定締結者に対し、再申請時に共同申請啓発情報提供を行う。	家族経営協定締結者	農林水産課	25～29	通年	認定農業者再申請時に共同申請の啓発情報提供を行う。	通年	認定申請及び再申請時に共同申請の啓発を行った。共同認定 3件。	継続して共同申請の啓発情報提供を行う。
②	・就業環境の整備	・家族経営協定締結促進 ・家族経営協定連絡会支援(補助及び事務局) ・家族経営協定推進	農業者 漁業 林業自営業者	農業委員会事務局	25～29	通年	家族経営協定締結を推進する。	通年	親元研修実施者について、締結を行った。締結 2件。	今後も継続して、関係機関と連携しながら推進する。

●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・地域社会における性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の促進	・広報・啓発活動の促進	町民	人権・同和教育課 社会教育課	25～29	5～6月頃	(人権・同和教育課) 文化センター懇談会で、啓発資料等を配布する。 (社会教育課) 各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。	6月～7月	(人権・同和教育課) 6月22日、7月13日開催の同和問題懇談会で啓発資料等を配布した。 (社会教育課) 未実施	(人権・同和教育課) 下半期は実施予定なし。 (社会教育課) 10月17日まなびのつどい、11月20日男女共同参画フォーラム等にワーク・ライフ・バランスチラシを配布する。
②	・男性の育児休暇の取得の促進	・取得しやすい職場の環境整備啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	通年	(総務課) 制度を積極的に周知するとともに、取得しやすい環境整備を進める。 (商工観光課) 育児休業促進奨励金支給事業等の制度周知と取得促進を図る。	通年	(総務課) 育児休業制度について、随時周知等を行っている。 (商工観光課) 広報ことうら、HPIにより、育児休業促進奨励金支給事業等の制度周知を行い、申請が6件あった。 7/2 産学官情報交換会にて企業のトップの方等へ制度周知を行った。	(総務課) 引き続き、対象職員に随時周知する。 (商工観光課) 下期も継続して制度を周知していく。
		・母子手帳交付時に育児休暇制度を啓発	保護者等	健康対策課	25～29	随時	・母子手帳交付時に育児休暇制度および、育児休業給付金の啓発を行う。	随時	母子手帳交付時に育児休暇制度及び、育児休業給付金について、パンフレットを用いて説明・啓発を行った。(実績:54件)	引き続き、母子手帳交付時に育児休暇制度及び、育児休業給付金について、パンフレットを用いて説明・啓発を行う。
③	・家事・子育て・介護等の講座の開催	・子育て講座等の開催	町民	社会教育課 町民生活課	25～29	通年	(社会教育課) 子育て支援センター(7月23日)、みどり保育園(9月8日)、聖郷小学校(9月14日)、赤碓小学校(9月16日)にて家庭教育講演会を開催した。開催照会の際には、町男女共同参画推進条例及び参考講座リストを提供した。 (町民生活課) 保育園・こども園でのペアレントトレーニング開催	7月23日、9月8日・14日・16日	(社会教育課) 子育て支援センター(7月23日)、みどり保育園(9月8日)、聖郷小学校(9月14日)、赤碓小学校(9月16日)にて家庭教育講演会を開催した。開催照会の際には、町男女共同参画推進条例及び参考講座リストを提供した。 (町民生活課) 6月24日に琴浦保育園でペアレントトレーニングを開催した。	(社会教育課) 引き続き実施する。 (町民生活課) 引き続き保育園等での活動を行う。
		・介護研修の実施	町民	福祉課	25～29	随時	高齢者クラブ総会、敬老会、地域のサロン等 で要望に応じ、介護等の講座を開催する。	随時	高齢者クラブ総会、敬老会等の際に講座を開催した。	高齢者クラブ総会、敬老会等の際に講座を開催する。
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 健康対策課	25～29	通年	(健康対策課) ・指導者として食生活改善推進員を派遣する。 ・保育園・こども園、小学生、中学生の父親を対象に男子キッチンを実施する。 (社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室を開催する。	通年	(健康対策課) ・公民館事業の男の料理教室等へ指導者として食生活改善推進員が関わり実施した。 ・対象を幼児・児童・生徒の父親に限定せず、広く男性を中心とした参加者(女性の参加も可)として男子キッチンを実施した(実績:4回、53人参加)。 (社会教育課) 各地区公民館で男性対象料理教室を開催及び開催支援した。(実績:7回、162人参加)	(健康対策課) ・今後も公民館事業の男の料理教室等へ指導者として食生活改善推進員が関わり実施する。 ・引き続き男子キッチンの開催を呼びかけ、実施に繋げる。 (社会教育課) 引き続き実施していく。

施策の方向(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て介護の支援

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについて広報等で啓発	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 人権・同和对策雇用促進協議会研修等で、企業の管理職向けに「ワーク・ライフ・バランス」を含めた講演会等を企画する。 (社会教育課) 各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。	通年	(商工観光課) 未実施 (社会教育課) 未実施	(商工観光課) 町内企業の管理職クラスを集めた「琴浦町人権・同和对策雇用促進協議会」において、平成26年度には「長時間労働とワーク・ライフ・バランス」と題し、男女がともに能力が発揮できるような学習の機会を作った。 様々なテーマがあるなか、下半期について男女共同参画の研修を行うか検討を行う。 (社会教育課) 10月17日まなびのつどい、11月20日男女共同参画フォーラム等にワーク・ライフ・バランスチラシを配布する。
②	・ファミリーサポートセンターの充実	・ファミリーサポートセンターの会員登録の推進と、休日保育との連携をはかり、利用者の利便性を図る。	町民	町民生活課	25～29	通年	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び休日保育との連携(遊びの広場の開催等) 会員交流会の開催。	通年	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び休日保育と連携して事業を行った。 10月20日には遊びの広場を開催した。	利用者の増加に向けて、周知などを行う。
③	・放課後児童クラブの充実	・放課後子ども教室事業との連携	児童・生徒	町民生活課	25～29	随時	連携に向け、担当者間で情報共有の機会を持つ。	随時	8月25日に放課後児童クラブ利用児童を対象とした紙飛行機づくり教室を開催した。	連携に向け、担当者間で情報共有の機会を持つ。
		・必要に応じ各小学校校区に児童クラブを設置	児童・生徒	町民生活課 人権・同和教育課	25～29	-	各小学校校区に設置済	-	各小学校校区に設置済	-
		・支援が必要な児童に対応するための指導員研修会への参加を促進する。	指導員	町民生活課 人権・同和教育課	25～29	随時	県主催の指導員研修に参加する。 町民生活課主催の保育士研修に参加する。	随時	(人権・同和教育課) 県主催の指導員研修に参加した。(6/12、9/11) (町民生活課) 8月に町民生活課主催の保育士研修を企画したが、参加者がなかった。	(人権・同和教育課・町民生活課) 継続して研修し、支援が必要な児童への対応を改良する。
④	・育児・介護を行う労働者に対する情報提供	・随時妊娠・出産・育児・介護に関する制度を紹介	町民	町民生活課 健康対策課 福祉課	25～29	随時	(町民生活課) 琴浦町子育て応援ガイドブックを作成し、町民生活課窓口、保育園・こども園・子育て支援センターに配架する。 (健康対策課) 母子手帳交付時や母子保健事業時等、妊婦・出産・育児に関する制度等を紹介する。 (福祉課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行っている。希望により部落への出前説明を実施する。	通年	(町民生活課) 琴浦町子育て応援ガイドブックを作成し、町民生活課窓口、保育園・こども園・子育て支援センターに配架した。 (健康対策課) 母子保健手帳交付時や母子保健事業時や、保護者の相談に応じて、パンフレット等を用いて妊娠・出産・育児に関する制度を紹介した。 (福祉課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行っている。希望により部落への出前講座を開催している。その他会合でPRしている。	(町民生活課) 新しい情報を提供できるよう琴浦町子育て応援ガイドブックの内容を随時見直す。 (健康対策課) 引き続き、母子保健手帳交付時や母子保健事業時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度等を紹介していく。 (福祉課) 介護保険申請時に制度説明と、パンフレットの配布を行っている。希望により部落への出前講座を開催している。その他会合でPRしている。
⑤	・子育てに関わる地域活動の支援	・子育て支援センターでの研修会開催	保護者等	町民生活課	25～29	通年	5カ所の子育て支援センターで開催する。	—	研修は実施していないが、日々、利用者間での交流、情報交換を行っている。	子育て支援センターは主に交流や情報交換の場として位置づけられているので、研修ではなく利用者に働きかけられる内容の事業の実施を検討する。

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・男女共同参画に立った啓発の促進	・ワーク・ライフ・バランス等の広報啓発	町民	社会教育課	25～29	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。	未実施	10月17日まなびのつどい、11月20日男女共同参画フォーラム等にワーク・ライフ・バランスチラシを配布する。	
②	・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについての広報啓発	町民	社会教育課	25～29	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。	未実施	10月17日まなびのつどい、11月20日男女共同参画フォーラム等にワーク・ライフ・バランスチラシを配布する。	

■基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせる環境の整備

●重点目標7 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 高齢者福祉計画、障がい福祉計画の推進(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・高齢者の社会参加活動の促進	・シルバー人材センター運営支援	高齢者	福祉課	25～29	7月・9月・12月	シルバー人材センター運営補助金を3回に分けて交付する。	7月・9月	シルバー人材センター運営補助金を3回に分けて交付している。	12月にシルバー人材センター運営補助金を3回に分けて交付する。
		・介護保険・高齢者福祉計画の推進	高齢者	福祉課	25～29	7月～1月	策定委員会を4回開催し検討を重ね3月末に策定する。	未実施	—	12月に策定委員会を1回開催し、第6期計画の進捗状況を検討する。
		・介護予防教室の実施	高齢者	福祉課	25～29	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内17会場で開催する。	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内16会場で開催する。 8月より新わくわく琴浦体操を全会場で実施中。	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれ」を週1回、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内16会場で開催する。 8月より新わくわく琴浦体操を全会場で実施中。
		・サークル活動支援事業の実施	高齢者	福祉課	25～29	4月・8月・12月	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成する。	4月・8月	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成している。(グループホームからは年に2回、実績報告をうけ、状況を把握している)	12月に65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を助成する。
		・活動拠点の整備及び利用促進	高齢者	福祉課	25～29	通年	コーディネーターを2名配置する。	通年	コーディネーターを旧中井旅館・無人庵(桐谷家)に2名配置した。	今後もコーディネーターと連携をとりながら、地域での活動を行っていく。
		・老人クラブ女性リーダー交流会支援	老人クラブ女性リーダー	福祉課	25～29	7月	市町村老ク連女性リーダー研修会に参加。	7月	市町村老ク連女性リーダー研修会に参加。	研修会終了
②	・総合的な障がいのある人の施策の推進	・琴浦町障害者計画の推進	町民	福祉課	25～29	通年	必要な福祉サービスの支給を決定。	通年	施設入所 居宅介護(ホームヘルプ) 短期入所(ショートステイ) 就労継続支援等必要な福祉サービスの支給を検討し、必要に応じて決定する。	施設入所 居宅介護(ホームヘルプ) 短期入所(ショートステイ) 就労継続支援等必要な福祉サービスの支給を検討し、必要に応じて決定する。
③	・介護における男女共同参画意識の啓発	・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉課	25～29	3月	介護予防フォーラムを開催予定。	未実施	—	11月21日に「介護予防フォーラムinことら」を開催。 講演と新わくわく琴浦体操披露、体操の自主グループ活動発表等を実施予定。
④	・認知症への理解の啓発	・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉課	25～29	3月	介護予防フォーラムを開催予定。	未実施	—	11月21日に「介護予防フォーラムinことら」を開催。 講演と新わくわく琴浦体操披露、体操の自主グループ活動発表等を実施予定。
		・企業に認知症サポーターを養成する ・小・中学校にキッズサポーターを養成する ・地域住民に認知症サポーターを養成する	町内事業所 小・中学校 地域住民	福祉課	25～29	通年	小・中学校、地域、事業所等で認知症サポーター養成講座を開始する。	6月15日 聖郷小学校 7月7日 大橋小学校 8月25日 琴の浦高等特別支援学校・各学校で認知症サポーター養成講座を開催した。	6月15日 聖郷小学校 7月7日 大橋小学校 8月25日 琴の浦高等特別支援学校・各学校で認知症サポーター養成講座を開催した。	10月20日 船上小学校で認知症サポーター養成講座を開催する。
		・認知症予防検診「ひらめきはつらつ教室」の開催	町民	福祉課	25～29	通年	認知症紙芝居、介護予防ミニ体操、レクリエーション等を各部落公民館や高齢者クラブ、高齢者サークル、地域のサロン等で開催する。	8月19日 認知症紙芝居、介護予防ミニ体操、レクリエーション等を各部落公民館や高齢者クラブ、高齢者サークル、地域のサロン等で開催した。 8月19日 光好高齢者ランドゴルフ 8月20日 杉下なかよし会 9月11日 古布庄高齢者サークル 9月30日 つる・かめグループ	8月19日 認知症紙芝居、介護予防ミニ体操、レクリエーション等を各部落公民館や高齢者クラブ、高齢者サークル、地域のサロン等で開催する。 8月19日 光好高齢者ランドゴルフ 8月20日 杉下なかよし会 9月11日 古布庄高齢者サークル 9月30日 つる・かめグループ	認知症紙芝居、介護予防ミニ体操、レクリエーション等を希望する各部落公民館や高齢者クラブ、高齢者サークル、地域のサロン等で開催する。
⑤	・男性の家族介護者教室の開催	・家族介護者教室開催及び男性参加推進	町民	福祉課	25～29	通年	要介護高齢者を自宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回開催。男性家族介護者や若年性認知症を抱える家族介護者に参加の呼びかけを行う。	4月8日 5月13日 6月10日 7月8日 8月5日 9月9日	要介護高齢者を自宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回、旧中井旅館で「かぞくの集い」を開催。男性家族介護者や若年性認知症を抱える家族介護者に参加の呼びかけを行った。	今後も要介護高齢者を自宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回旧中井旅館で「かぞくの集い」を開催。男性家族介護者や若年性認知症を抱える家族介護者に参加の呼びかけを行う。



施策の方向(2) ひとり親家庭に対する支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・ひとり親家庭の生活安定と自立支援	・県母子家庭等対策総合支援事業推進	ひとり親家庭	福祉課	25～29	通年	高等職業訓練促進費の活用。	通年	准看護師資格取得のために修学中の対象者1名に月額70,500円支給を継続している。	引き続き月額支給を実施し、対象者の生活負担軽減を図り資格取得を容易にする。
		・町・県営住宅優先入居制度の実施	ひとり親家庭	建設課	25～29	通年	1次募集で優先入居制度を実施する。	通年	優先入居により1次募集の対象として募集している。	継続して実施する。
		・入学支度金の支給	ひとり親家庭	福祉課	25～29	4月・5月	小・中学校入学者に対し1万円支給する(支給要件有)。	4～5月	小中学校に入学する児童を養育するひとり親に対し18件分の支給を実施し、ひとり親家庭の健全な育成を図った。	事業完了のため特になし

施策の方向(3) 在住外国人の支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・国際交流やボランティア活動への支援	・国際交流協会との連携	町民	商工観光課	25～29	通年	国際交流協会に対して、より人・彩人材バンク情報・図書情報等の情報提供を行う。	通年	未実施。	下期も継続して適するパンフレット等が届き次第、事業所等へ送付等やHP掲載により情報提供を行っていく。
②	・外国人が暮らしやすい環境整備	・外国語の母子手帳の交付対応	町民	健康対策課	25～29	通年	外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応の実施。	随時	外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応を行った。(交付実績:1件)	引き続き、外国語(英語・タガログ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応を行う。
		・リーフレット等の多国語対応及び、関係機関と連携してのDV等諸問題への対応	町民	町民生活課	25～29	通年	鳥取県国際交流財団が作成したリーフレットを紹介する。	通年	リーフレットを町民生活課窓口を設置し、来庁者に紹介している。	引き続き、外国語を母語とする住民に対しての情報提供を行う。
		・日本語クラスの開催	在住外国人	町民生活課	25～29	-	実施しない。	-	参加者が少数で固定化していたことから事業効果が薄いため実施していない。	在住外国人が必要とし、参加可能な事業について検討が必要。
		・在住外国人交流事業の実施	在住外国人	町民生活課	25～29	5月～2月	日本語文化に触れる機会として、交流のつどい、交流広場、異文化料理教室を開催する。	通年	長期滞在者:2ヶ月に1度料理教室を開催し、文化交流、情報共有を図る。(5・7・9月) 短期滞在者:町内史跡を散策し、交流を深める。(8月)	長期滞在者に対する料理教室は11月と1月に開催予定。 短期滞在者に対する交流会は下半期内に1度開催予定。 どちらも課題として、参加者が固定化しているため、事業実施も含めて検討が必要。
③	・国際感覚を身に付ける学習機会の提供	・韓国語講座の開催	町民	商工観光課	25～29	-	実施しない。	-	週1回、まなびタウンとうはくにて実施している。現在生徒20名。	下半期も継続して実施する。
		・外国語指導助手による外国語指導及び外国文化体験を通じた国際交流感覚の涵養	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	外国語指導助手を活用し、特別活動、総合的な学習など様々な機会を捉えて国際理解教育を行う。	通年	外国語指導助手を活用し、特別活動、総合的な学習など様々な機会を捉えて国際理解教育を行った。	下半期も継続して実施する。



●重点目標8 あらゆる暴力の根絶

施策の方向(1) あらゆる暴力を許さない社会づくり

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・女性に対する暴力防止への社会的認識の徹底・推進	・公民館等での講演会の開催	町民	社会教育課	25～29	6月	公民館と連携して講座を開催する。	未実施		安田・成美・以西地区公民館と連携して行う保護者対象の講演会にデートDV等の内容を入れることを検討中。
		・相談窓口の設置及び広報による啓発	町民	町民生活課	25～29	通年	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載する。	通年	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載した。	今後も継続して周知を行う。
②	・DV被害対応マニュアルの充実	・DV関係機関相談対応マニュアルの活用	町民	町民生活課	25～29	通年	相談時にマニュアルを活用して対応する。	通年	相談時にマニュアルを活用して対応。相談は0件だった。	今後も継続してマニュアルを活用し、的確な対応を行えるよう体制を整える。
③	・DVに対する予防と認識の啓発	・要保護対策地域協議会と連携したパープルリボンの啓発活動の実施	町民	町民生活課	25～29	11月	町民生活課窓口にてリーフレットを配置しPRする。	未実施	—	取り組み期間中(11月)に集中して啓発活動を行う。
		・町広報誌に啓発記事を掲載	町民	町民生活課	25～29	11月	『広報ことうら』11月号に関連記事を掲載する。	未実施	—	取り組み期間中(11月)に集中して啓発活動を行う。広報ことうら11月号についてはパープルリボンについて掲載を行った。
		・児童生徒に対する教育	児童・生徒	教育総務課	25～29	随時	DVに関する研修等へ教職員を派遣し、教職員の指導力を高める。特別活動、総合的な学習等を活用して、DVに関する児童生徒への啓発を行う。	随時	校長会と要対協の連携を図る。児童生徒に対してはアンケートやQUの結果を踏まえて、教育相談を実施した。	児童生徒への啓発学習については今後検討して実施につなぐとともに、子どもの関わりやつながりが深められる支援、安心な教育環境づくりに努める。

施策の方向(2) 被害者及び加害者に対する相談・支援体制の充実

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・公的相談機関と民間支援団体との連携	・中部地区ネットワーク会議への参加	町民	町民生活課	25～29	通年	中部地区DVネットワーク会議に参加し情報共有する。	通年	4月に研修に参加した。以降の情報交換会については都合がつかず不参加。	今後も機会をとりあえて会議に参加するよう努める。
②	・支援体制の充実	・相談窓口の設置及び関係機関への紹介	町民	町民生活課	25～29	通年	窓口を町民生活課に設置し、ネットワーク会議の関係機関に紹介する。	4月	窓口を設置し、関係機関に紹介した。	今後も関係機関が連携を深め、一層の体制の充実をはかる。
		・要保護児童対策地域協議会と連携した個別支援会議の開催	町民	町民生活課	25～29	必要時	個別支援会議の中で、DVの視点に立って協議する。	随時	DVでの事例報告なし。	DVでの事例が発生すれば速やかに対応する。
		・県の相談機関(心と女性の相談室・よりん彩)、及び県の実施している24時間電話相談体制を毎月広報。	町民	町民生活課	25～29	通年	『広報ことうら』に毎月窓口を掲載する。	通年	毎月町報お知らせ版に掲載している。	今後も継続して周知を行う。

●重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの支援  
 施策の方向(1) 生涯を通じた男女の身体と心の健康づくりの推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・健康管理の支援・相談体制の整備	・国保特定検診・後期高齢者健康診査受診啓発・健康指導	町民	健康対策課	25～29	通年	受診券の配布時、セット検診実施時期、セット検診終了時など時期に合わせた受診勧奨および、特定保健指導を行う。	通年	集団セット検診を実施し、健診終了後、随時健診結果相談会を開催し、28%の参加率であった。	補足検診及び医療機関検診に向けて未受診者に対して10月に受診勧奨通知を行い、随時健診結果相談会を開催する。また、特定保健指導対象者に対して随時集団教育及び訪問指導を実施していく
		・健康ことうら計画の推進	町民	健康対策課	25～29	通年	健康づくり推進委員会において、計画の推進等を協議する。	7月	平成27年度第1回健康づくり推進委員会を開催し、計画の進捗状況及び今年度の取り組みについて協議を行った。	第1回の話し合いを基に、計画の進捗状況を確認し、次年度に向けた取り組み内容の検討を行う。
		・健康つくりウォーキング事業	町民	社会教育課	25～29	通年 5～8・9～12・1～3月	(社会教育課) ・ノルディックウォーク体験会を開催する。 ・公民館活動等への体験会開催に向けた協議等を行う。 (社会教育課【総合体育館】) 元気体操教室「ノルディックウォーキング教室」を行う。	通年	・ノルディックウォーク体験会第1期3回開催した。 ・元気体操教室「ノルディックウォーキング教室」を開催した(5～8月)	・ノルディックウォーク体験会第2期を開催した。 ・元気体操教室「ノルディックウォーキング教室」を開催。(9月～11月、12月～3月)
		・子宮・胃・大腸・乳・肺・前立腺がん検診の実施	町民	健康対策課	25～29	5月～2月	・集団セット検診等を実施する。 平日集団セット検診(年14日) 休日集団セット検診(年3日) 補足集団セット検診(年1日) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(7月～2月)	5月～2月	・集団セット検診等を実施した。 平日集団セット検診(年13日) 休日集団セット検診(年2日) 補足集団セット検診(12月に実施予定) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(7月～2月) ・各部落で実施した健康教室、乳幼児健診時にチラシを配布するなどして検診の受診勧奨を行った。	・補足検診及び医療機関検診に向けて未受診者に対して10月に受診勧奨通知を行う。・引き続き、各部落での健康教室や乳幼児健診時に受診勧奨していく。
		・子宮頸がん予防接種助成事業の実施	生徒	健康対策課	25～29	通年	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。	通年	接種希望者1件に接種券を発行し対応した。	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。
		・健康相談会、健康教室の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	・定例・随時健康相談会を実施する。 ・健康づくり講演会、部落等健康教室を開催する。	通年	定例・随時健康相談の実施及び健康づくり講演会・健康教室を開催した。 【定例健康相談】 ・会場 保健センター、いきいき健康センター (→8月は分庁舎) ・回数 各会場3回ずつ、合計6回実施 【随時健康相談】 ・回数 17回(健康教室開催時に同時開催されたもの等) 【健康づくり講演会・健康教室等】 ・回数 39回	・引き続き定例健康相談を実施すると共に、健康教室等での随時健康相談の実施を促める。 ・健康づくり講演会・部落健康教室等を開催する。

		・町内企業等を対象にした健康づくり出前講座	町民	健康対策課	25～29	通年	協会けんぽと連携を強化しながら、町内事業所の要請に基づき、医師・保健師・栄養士等を派遣しての健康講座を実施する。	通年	町内事業所における健康講座について、7月に通知・勧奨。現在、3事業所の申し込みがあり、10月・1月に実施する予定。	講座開催を勧めながら、町内事業所の要請に基づき、医師・保健師・栄養士等を派遣しての健康講座を実施する。
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 健康対策課	25～29	通年	(健康対策課) ・指導者として食生活改善推進員を派遣する。 ・男子キッチンを実施する。 (社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室を開催する。	通年	(健康対策課) ・公民館事業の男子料理教室等へ指導者として食生活改善推進員が関わり実施した。 ・男子キッチンを実施した(実績:4回、53人参加)。 (社会教育課) 各地区公民館で男性対象料理教室を開催及び開催支援した。(実績:7回、162人参加)	(健康対策課) 今後も公民館事業の男子料理教室等へ指導者として食生活改善推進員が関わり実施する。 ・引き続き男子キッチンの開催を呼びかけ、実施に繋げる。 (社会教育課) 引き続き実施していく。
		・心と身体の健康相談実施	町民	健康対策課	25～29	通年	定例健康相談と同時開催する。 (会場:保健センター、年6回)	奇数月	身体とこころの健康相談として、2か月に1回定期的に実施している。 (会場:保健センター)	こころの相談は、精神保健福祉士による相談として予約制にしている。 身体面の相談の中に心の問題が隠れていることもあり、相談窓口として継続していく必要がある。
		・ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる見守る人のこと)養成研修の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	役場職員を対象に企画する予定。	8月	安全衛生委員会と連携して、役場職員を対象にゲートキーパー養成研修を行った(参加者49人)。	要望に応じて、各地区・団体等を対象にゲートキーパー養成研修を行う。 (10月に1事業所で実施予定)
		・よりよい睡眠、うつ予防に関する健康教育の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	要望に応じて、各地区・団体等を対象に健康教育を行う。	随時	精神科医師による心の健康に関する講演会を実施した(1回、39人参加)。また、部落健康教室開催時に、よりよい睡眠・うつ予防についてチラシを用いて啓発した。	要望に応じて、各地区・団体等を対象に健康教育を行うとともに、各健康教室の機会を捉えて、こころの健康の大切さについて周知していく。

施策の方向(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・性教育の推進	・学校教育における性教育の充実	児童・生徒・保護者	教育総務課 健康対策課	25～29	随時	(健康対策課) 両中学校で3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催予定。 (教育総務課) 日常の学校教育活動全体を通じて生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観の醸成と、性に関する健全な意識の醸成に努める。 児童・生徒、保護者、教職員を対象とした性教育に関する学習・研修会の機会を設定する。	随時	(教育総務課) 日常の学校教育活動全体を通じて生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観の醸成と、性に関する健全な意識の醸成に努めた。 (健康対策課) 両中学校で3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催する予定で調整中。	(教育総務課) 児童・生徒、保護者、教職員を対象とした性教育に関する学習・研修会の機会を設定する。 (健康対策課) 両中学校で3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催する。11月下旬～1月実施予定で検討・調整中していく。
②	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念に関する普及・啓発	・赤ちゃん訪問時に家族計画について啓発	町民	健康対策課	25～29	随時	・赤ちゃん訪問時に父母に対し、家族計画(妊娠、出産、避妊等)について、パンフレットを用いて説明・啓発する。	随時	赤ちゃん訪問時に家族計画についてパンフレットを用いて説明・啓発を行った。(実績:51件)	引き続き、赤ちゃん訪問時の説明・啓発を行う。
		・妊娠・出産の適齢期、不妊予防について啓発	町民	健康対策課	25～29	随時・1月	・婚姻届出時および成人式の際に、妊娠・出産の適齢期、不妊予防についてのパンフレットを配布して啓発する。	随時	妊娠・出産の適齢期、不妊予防についてのパンフレットを婚姻届出窓口に設置し、啓発を行った。	・婚姻届出時にパンフレット配付し、啓発を行う。1月の成人式の際にパンフレットを配布し、新成人への啓発を実施予定。
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	6月	公民館と連携して講座を開催する。	未実施		11月20日開催の男女共同参画フォーラム(リプロダクティブ・ヘルス/ライツがテーマ)の開催支援を行う。

施策の方向(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・性感染症等防止対策の推進	・ホームページ等での情報提供	町民	健康対策課	25～29	6月・12月	ホームページ、町報にて情報提供する。	12月	未実施(下半期に取り組み予定)	・世界エイズデーにおいて、町報にて情報提供する予定。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	12月	特別活動、保健体育授業の時間を中心に性教育に関する学習指導を行い、正しい知識、相手を思いやる気持ち、生命を尊重する態度を育てる。	随時	特別活動、保健体育授業の時間を中心に性教育に関する学習指導を行い、正しい知識、相手を思いやる気持ち、生命を尊重する態度を育てる。	2～3学期専門家講師を招聘した「エイズ予防」に関する学習の実施し正しい知識や生命を尊重する態度を育成し、学校によっては参観日に実施し、保護者への啓発も図る。
		・成人式で新成人にパンフレット等の配布	新成人	健康対策課	25～29	1月	成人式にエイズ予防啓発のパンフレットを配布する。	1月	未実施(下半期に取り組み予定)	成人式にエイズ予防啓発のパンフレットを配布する。
②	・薬物乱用防止対策の推進	・防災無線等での情報提供	町民	健康対策課	25～29	随時	ポスター掲示、町報等にて情報提供する。	6月	「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせてポスターの掲示を行った。	10月・11月の麻薬・覚せい剤乱用防止運動に合わせて、ポスター掲示等情報提供を行う。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	随時	10月から11月にかけての麻薬・覚せい剤乱用防止運動期間に、情報コーナーで麻薬・覚せい剤等の乱用の弊害などを訴えるポスターの掲示やリーフレットの配布を行う。 保健体育授業において薬物乱用防止教育・指導を行う。	随時	情報コーナーで麻薬・覚せい剤等の乱用の弊害などを訴えるポスターの掲示やリーフレットの配布を行った。	10月から11月にかけての麻薬・覚せい剤乱用防止運動期間に、保健体育授業等において薬物乱用防止教育・指導を行う。

■プランの推進体制充実のための具体的施策

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成27年度の具体的取り組み		平成27年度の具体的取り組み(4月～9月)		下半期に向けての課題・目標等
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容	実施内容
①	・町男女共同参画行政推進会議の設置及び開催 ・本町行政内の男女共同参画行政推進体制の確立	・町男女共同参画行政推進会議の設置及び開催	町	企画情報課	25～29	4月	2次プラン実施計画に基づき平成27年度の年間事業計画を作成し、男女共同参画推進を円滑に進める。	4月～9月	平成27年度の計画を確認し、行政推進会議と審議会の橋渡しとして、いただいた意見を的確に伝えることに努める。	今後も円滑に計画を実施できるよう、意見のとりまとめや情報伝達を迅速且つ適切に行えるよう努める。
		・職員の意識改革と資質向上のための研修会開催(年1回以上行う)	町職員	総務課 企画情報課	25～29	秋頃 通年	(総務課)職員を対象とした研修会を開催する。 (企画情報課)講演会、フォーラムへの参加を積極的に促す。	通年	(総務課)職員研修は未実施 (企画情報課)よりん彩などの関係機関から情報をいただき、随時講演会やフォーラムのチラシを多くの人に見ていただけるよう配布したり、ポスターを掲示した。	(総務課)県等の実施する研修への参加を促すとともに、計画的に研修を行う。 (企画情報課)今後も継続して行っていくとともに、チラシの配布場所など、どのようにしたら多くの人に周知できるかを考えていく。
②	・町民・事業者等との協力と連携の推進	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	町民等	全課	25～29	通年	必要に応じて連携する。	-	-	必要に応じて連携する
③	・進捗状況の把握	・男女共同参画行政推進会議により、町プラン及び本実施計画についての、 ○進捗状況の把握 ○施策効果の検証・評価を毎年度行う。	町	企画情報課	25～29	8月 1月	プラン及び本実施計画についての進捗状況を把握する。 行政推進会議で施策効果の検証・評価を行い、次年度の取り組みに反映させる。		平成27年度の計画については昨年度の行政推進会議・審議会でもいただいた意見を取り入れ、より具体的な計画を作成した。進捗状況については上半期分を9月から10月にかけて取りまとめを行っている。	上半期の進捗状況をうけ、10月21日に行政推進会議を開催。下半期に向けて、何ができるのかを考え、11月中旬には審議会を開催し、下半期に向けて計画を立てる予定。また、下半期の進捗状況を来年2月にとりまとめ、来年に向けての計画をより効果的で現実性のあるものへしていく。
		・上記にて把握された具体的施策の進捗状況及びプランの進捗に係る主要指標の公表	町民	企画情報課	25～29	11月～3月	施策の進捗状況及びプランの進捗に係る主要指標を公表する。		下半期に実施	進捗状況をホームページで公表する
		・上記にて把握された進捗状況の男女共同参画審議会への報告及び意見聴取	男女共同参画審議会	企画情報課	25～29	10月、3月	年2回、審議会に進捗状況を報告し、次年度に向けての意見を聴取する。		上半期の進捗状況は9月から10月にかけてとりまとめた。	上半期の取り組みは11月に審議会にかけ、下半期の取り組みは来年2月にとりまとめ3月に審議会にかけ、来年度の計画に反映する。
④	・国・県及び他の市町村との連携	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	国・県等	全課	25～29	通年	必要に応じて連携する。	-	県の事業等へ協力した。	必要に応じて連携する